

長崎市規則第50号

長崎都心まちづくり構想検討委員会規則を次のように定める。

令和4年5月19日

長崎市長 田口 善久

長崎都心まちづくり構想検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎都心まちづくり構想検討委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 商工業関係団体を代表する者
- (4) 情報産業関係団体を代表する者
- (5) 交通・輸送関係団体を代表する者
- (6) 地域活動団体を代表する者
- (7) 金融関係機関を代表する者
- (8) 市民

3 市長は、前項第8号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法に

より、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年又は委嘱の日から第7条の規定による報告が終了する日のいずれか早い日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第7号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 委員長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

長崎都心まちづくり構想検討委員会委員名簿

委員 13名

(学識経験者4名・関係行政機関2名・関係団体代表6名・公募委1名)

令和6年1月24日時点

区分		氏名	所属
学識経験者	都市計画	◎ かたやま けんすけ 片山 健介	長崎大学総合生産科学域(環境科学系)教授
	デジタル技術活用 次世代モビリティ	かみやま たけし 神山 剛	長崎大学情報データ科学部准教授
	環境配慮型社会	はまさき ひろのり 濱崎 宏則	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科准教授
	観光まちづくり	ふかみ さとし 深見 聡	長崎大学総合生産科学域(環境科学系)准教授
関係行政機関		おおば しんじ 大場 慎治	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長
		さかた しょうへい 坂田 昌平	長崎県土木部参事監(まちづくり推進担当)
関係団体代表	商工業	○ すずき しげゆき 鈴木 茂之	長崎商工会議所
		ひらまつ きいちろう 平松 喜一郎	長崎経済同友会
	情報産業	いわたが たけし 岩永 健	長崎県情報産業協会
	交通・輸送	かわぞえ のぶや 川添 暢也	長崎市タクシー協会
	地域活動	にしおか ひでき 西岡 英樹	長崎青年会議所
	金融関係機関	やまぐち えりか 山口 恵梨香	十八親和銀行
市民		いわたが ただやす 岩永 忠康	公募

◎:委員長、○:副委員長